## 国有林野事業特別会計法 (昭和二十二年法律第三十八号) (抄) (附則第十六条関係)

よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第

よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第

**備勘定から繰り入れられる金額を除く。** る特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整 株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関す 」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話 第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金 のは「相当するもの、 定による無利子の貸付金、 のは「森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規 項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とある 又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八条第一 の緑資源公団法 (昭和三十一年法律第八十五号) 附則第十一条第一項 機構法 (平成十四年法律第 担金」とあるのは「負担金、 定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、 措置法 (昭和六十二年法律第八十六号) 第七条第五項又は第六項の規 社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別 の繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会 あるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計から の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」と 勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条 八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備 附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は 次条第二項」と、「相当するもの」とある 森林法附則第六項、 号) 附則第十条の規定による廃止前 )」とする。 独立行政法人緑資源 負

勘定に繰り入れるものとする。 む。)に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備は、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合において地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の償土四条、森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は

> 項、 計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。 もの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六 担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、 措置法 (昭和六十二年法律第八十六号) 第七条第五項又は第六項の規 社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別 の繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会 の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」と 勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条 の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備 定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額 条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘 条第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当する の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六 三十一年法律第八十五号) 附則第十一条第一項又は地すべり等防止法 定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負 あるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計から 八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整 (昭和三十三年法律第三十号) 附則第八条第一項の規定による無利子 緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八 緑資源公団法(昭和

勘定に繰り入れるものとする。

・当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においてはすべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の償還第十四条 森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十一条第一項又は地

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資

第十五条

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

定に繰り入れるものとする。

は、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときの促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、当該年度においては、翌々年度においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においては、翌々年度までに治山勘定からの繰入金の額が、当該年度における本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投

に繰り入れるものとする

2 (略)	(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)	改正案
2 (略) という。)	(1の委員、役員若しくは職員( の委員、役員若しくは職員( の委員、役員若しくは職員 が地位利用による選挙運動の禁 が一、次の各号の一に該当する できない。 「完金融公庫、農林漁業金融公団、 ができない。 「完金融公庫、農林漁業金融公団、 ができない。	現

2 第二十四条 可 社、 政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄 の がその施設を国、 寄附金等」という。) を支出してはならない。ただし、地方公共団体 金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。 」という。) に対し、 放送大学学園、 住宅金融公庫、 振興事業団、 基金、日本原子力研究所、 連絡橋公団、日本鉄道建設公団、 るものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。) 又は日本郵政公 内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であ 政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の 第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行 以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律 昭和二十二年法律第五十九号) ・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団(以下「公社等 (退職手当の財源に充てるための地方債等 労働福祉事業団、 他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、 地方公共団体は、 都市基盤整備公団、 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国 沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、 ( 略 中小企業総合事業団、 心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー 農林漁業金融公庫、 独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合そ 改 雇用・能力開発機構、 当分の間、 寄附金、 石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公 核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団 法律又は政令の規定に基づかない負担 第二条に規定する下級裁判所を含む。 国(国の地方行政機関及び裁判所法 īF 新東京国際空港公団、年金資金運用 中小企業金融公庫、 環境事業団、 金属鉱業事業団、 案 国民生活金融公庫、 公営企業金融 農畜産業 独立行 以下「 2 学術振興会、 可 可 社、 る国、 以下「公社等」という。)に対し、寄附金、 年金資金運用基金、日本原子力研究所、 るものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。) 又は日本郵政 内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であ 政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務 第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行 以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法) とする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合におけ 地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しよう 含む。以下「寄附金等」という。)を支出してはならない。 づかない負担金その他これらに類するもの ( これに相当する物品等を 新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団 公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、 活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、 宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、 水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、 昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。 一十四条 ( 退職手当の財源に充てるための地方債等 地方公共団体は、 農畜産業振興事業団、 都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、 本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、 独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づい (略 放送大学学園、心身障害者福祉協会、 当分の間、 現 中小企業総合事業団、 国 (国の地方行政機関及び裁判所法 核燃料サイクル開発機構、 行 法律又は政令の規定に基 国民生活センター、日本 新東京国際空港公団 地域振興整備公団 中小企業金融公庫 環境事業団、 国際協力事業団 阪神高速道路 金属鉱業事業 ただし、 国民生

宇

では、この限りでない。
その同意を得たものについ
たものについては、この限りでない。
そ の 同 意 を 得

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄) (附則第十八条関係)

(土地を収用し、又は使用することができる事業) (土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業でもは用さる施設 (土地を収用し、又は使用することができる事業でなければならな (土地を収用し、又は使用することができる事業でなければならな (土地を収用し、又は使用することができる事業)	改正案
六~三十五 (略) (土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事が。	現

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)(抄) (附則第十八条関係)

改正案	現
(経過措置に伴う費用の負担)	(経過措置に伴う費用の負担)
第九十六条 (略)	第九十六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公団等 (都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、独立	3 公団等 (都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資
行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事	源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企
業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構	業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速
又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。)は、政令	道路公団をいう。以下この項において同じ。)は、政令で定めるとこ
で定めるところにより、第七条(第三十六条第一項において準用する	ろにより、第七条(第三十六条第一項において準用する場合を含む。
場合を含む。)の規定により公団等(水資源開発公団にあつては愛知	)の規定により公団等(水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑
用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は	資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整
	注憶   目覚     記     記   引   記   記   記   記   記   記
	に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当
れる者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充	該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを
てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。	組合に払い込むものとする。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)(抄) ( 附則第十八条関係)

3特別の措置は、次に掲げ、独立行政法人緑資源機	改正案
農業用道路、用水緑資源公団又は土地の措置は、次に	現

3   2   1	
( ( m m m m m m m m m m m m m m m m m m	
	改
	正
	案
4 3 2 1 第 十 の 第 一 を 第 (略 略 ) 第 条 条 ( 8 ) 第 項 項 項 頁 項	
(略) (略) (略) (略) (のを除く。)で緑資源公団法(昭和) (略) (略) (略) (略)	現
	行
第二十一年法律第八十五号)附則第 治山事業に含まれるものは、当分の間、 治山事業に含まれるものとする。	

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(抄) (附則第二十一条関係)

			1.			別	
	(略)	野菜供給安定基金	水資源開発公団	(略)	名	別表第一(第二条関係)	改
	(略)	一 年 法 律	年法律源	(略)	根		正
		一年法律第百三号)	年法律第二百十八号)水資源開発公団法(昭和三十六		拠		案
		昭和四十	型 十 六		法		
(略)	野菜供給安定基金	緑資源公団	水資源開発公団	(略)	名	別表第一(第二条関係)	
					称		現
(略)	一 年 法 律	律第八十五号)	年法律源	(略)	根		行
; ) ; )	一年法律第百三号) 野菜生産出荷安定法 ( 昭和四十	律第八十五号)	年法律第二百十八号)水資源開発公団法(昭和三十六	į)	拠		13
	昭和四十	年法	型三十六		法		

		T	T	1	1	別	
	(略)	野菜供給安定基金	水資源開発公団	(略)	名	]	
					称		改
	(略)	一年法律第百三号)	年法律第二百十八号)	(略)	根		正
		一年法律第百三号) 野菜生産出荷安定法 ( 昭和四十	年法律第二百十八号) 水資源開発公団法 (昭和三十六		拠		*
		和四十	三 十 六		法		
(略)	野菜供給安定基金	緑資源公団	水資源開発公団	(略)	名	別表(第二条関係)	
					称		現
(略)	一年法律第百三号)野菜生産出荷安定:	律第八十五号)	年法律第二百十八号)	(略)	根		行
	一年法律第百三号) 野菜生産出荷安定法 ( 昭和四十	律第八十五号)	年法律第二百十八号) 水資源開発公団法(昭和三十六		拠		
	和四十	一 年 法	三十六		法		